議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年11月29日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第22号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年柴田町条例第11号)

の一部を次のように改正する。 改 TE 改 正

(議員報酬の額)

第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬 の額は、次のとおりとする。

後

議長 月額 388,000円 副議長 月額 330,000円 議員 月額 314,000円

(期末手当)

第4条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額(その者が 受けるべき基準日における議員報酬の月額(第 2条第5項本文の規定により議員報酬を減額 している者については、減額後の議員報酬の月 額)にその額に100分の15を乗じて得た額 を加えた額とし、その期末手当基礎額に1円未 満の端数があるときは、その端数を切り捨てた 額)に、100分の175を乗じて得た額に、 基準日以前6か月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

3 (略)

(議員報酬の額)

第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬 の額は、次のとおりとする。

前

議長 月額 <u>387,000円</u> 副議長 月額 329,000円 議員 月額 313,000円

(期末手当)

第4条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額(その者が 受けるべき基準日における議員報酬の月額(第 2条第5項本文の規定により議員報酬を減額 している者については、減額後の議員報酬の月 額)にその額に100分の15を乗じて得た額 を加えた額とし、その期末手当基礎額に1円未 満の端数があるときは、その端数を切り捨てた 額)に、100分の165を乗じて得た額に、 基準日以前6か月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  (略) 3 (略)

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 TE 改 正 前 (期末手当)

## 第4条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額(その者が受けるべき基準日における議員報酬の月額(第2条第5項本文の規定により議員報酬を減額している者については、減額後の議員報酬の月額)にその額に100分の15を乗じて得た額を加えた額とし、その期末手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

3 (略)

(期末手当)

## 第4条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額(その者が受けるべき基準日における議員報酬の月額(第2条第5項本文の規定により議員報酬を減額している者については、減額後の議員報酬の月額)にその額に100分の15を乗じて得た額を加えた額とし、その期末手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

3 (略)

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「議員報酬等条例」という。)第4条の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の議員報酬等条例(次項において「改正後の議員報酬等条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(議員報酬等の内払)

3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議員報酬等条例の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。